

「青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、現在省令で施行されている障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を、条例で定めることとされました。

当該条例を定めることにより、障害福祉サービスの利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を受けることができ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

2 対象となる事業所

本条例の対象となる事業所は、「療養介護事業所」「生活介護事業所」「自立訓練（機能訓練）事業所」「自立訓練（生活訓練）事業所」「就労移行支援事業所」「就労継続支援 A 型事業所」「就労継続支援 B 型事業所」となります。

・療養介護事業所	1 事業所
・生活介護事業所	26 事業所
・自立訓練(機能訓練)事業所	4 事業所
・自立訓練(生活訓練)事業所	6 事業所
・就労移行支援事業所	8 事業所
・就労継続支援 A 型事業所	6 事業所
・就労継続支援 B 型事業所	26 事業所

3 条例の基準となる省令

「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 174 号)を基準とし条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

○従うべき基準

- ①障害福祉サービス等に従事する従業者に係る基準及びその員数
 - ②居室等の床面積
 - ③適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準
- 省令どおりの基準とします。

○標準

- ・利用定員に関する基準

→省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

○参酌すべき基準

上記以外のその他の設備及び運営に関する基準

→省令と異なる基準を規定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分	主な項目	主な内容		
		厚生労働省令	市の考え方	
療養介護	従う	職員の配置基準	管理者(医師)、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	標準	規模	20人以上	同内容とする
	参酌	非常災害対策	非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知しなければならない。	同内容とする
生活介護	従う	職員の配置基準	管理者、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	標準	規模	20人以上	同内容とする
	参酌	設備の基準 協力医療機関	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	同内容とする 同内容とする
自立訓練(機能訓練)	従う	職員の配置基準	管理者、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	参酌	訓練	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。	同内容とする
自立訓練(生活訓練)	従う	職員の配置基準	管理者、生活支援員、地域移行支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	標準	規模	20人以上	同内容とする
	参酌	設備の基準	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。	同内容とする

就労移行支援	従う	職員の配置基準	管理者、職業指導員及び生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	参酌	実習の実施	利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。	同内容とする
就労継続支援A型	従う	職員の配置基準	管理者、職業指導員及び生活支援員、サービス管理責任者	同内容とする
	標準	規模	10人以上	同内容とする
	参酌	職場への定着のための支援等の実施	利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	同内容とする
就労継続支援B型	従う	工賃の支払方法	利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	同内容とする
	参酌	基本方針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	同内容とする